

発議第 6 号

特別委員会の設置について

別紙「予算決算特別委員会設置要綱」に基づく予算決算特別委員会を、朝来市議会委員会条例第 6 条の規定により設置する。

令和 7 年 11 月 10 日提出

提出者

議会運営委員会

委員長 西 本 英 輔

予算決算特別委員会設置要綱

1 設置の目的

朝来市各会計の予算審査及び決算審査（企業会計剩余金の処分を含む。）を行う。

2 委員会の性格

地方自治法第109条の規定に基づく特別委員会とする。

3 委員会の名称

予算決算特別委員会

4 委員の定数

15人

5 付議事件

- (1) 朝来市一般会計、朝来市各特別会計及び朝来市各企業会計の予算審査
- (2) 朝来市一般会計、朝来市各特別会計及び朝来市各企業会計の決算審査

6 委員会の設置期間

令和11年10月31日までとする。